

---

広陵交通公園跡地の利活用に関する  
公募貸付事業  
プロポーザル募集要領

---

広陵町企画部総合政策課

令和5年1月

## 1 事業の目的

令和3年度から機能廃止した広陵交通公園について、令和4年4月から10月末にかけて、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた魅力ある空間として、新たな民間活力の導入可能性を検討するため、「トライアル・サウンディング」を実施したところ、既存施設の状態であっても、利活用の可能性があるとの意見がありました。このことから、当該施設を魅力ある空間・施設として利活用をするため、当該施設や周辺環境の特性を最大限活用していただける民間事業者（以下「事業者」という。）を募集するものです。

## 2 事業概要

事業概要については以下のとおりとし、詳細については、別添「広陵交通公園跡地の利活用に関する公募貸付事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

- (1) 事業名 広陵交通公園跡地の利活用に関する公募貸付事業
- (2) 事業内容 仕様書「4用途」に基づく当該施設を活用した、周辺環境の特性を最大限活用した事業
- (3) 貸付場所 広陵交通公園
- (4) 施設の概要

所有者	広陵町
所在地	奈良県北葛城郡広陵町大字古寺 144 番地 1
施設内容	敷地：ミニ街区、休憩広場、駐車場 建物：1階 事務室（1室）、2階 研修室（1室） ※当事業においては、原則、建物部分の貸付は行いません。なお、建物部分に附属するトイレの使用は認めます。 ※建物部分の使用に当たっては、事前に町と協議の上、決定します。
利用可能な日時	利用可能時間：午前8時30分から午後5時00分まで ※原則、利用可能時間の利用としますが、夜間利用を希望する場合は、町との協議により決定します。 ※その他、災害等の緊急事情により、貸出を一時中止する場合があります。
対象面積	約 5,192.00 m <sup>2</sup> （敷地のみ） ※参考：建物延べ床面積約 333.00 m <sup>2</sup> （1階事務室 178.00 m <sup>2</sup> 、2階研修室 155.00 m <sup>2</sup> ）
建物構造	鉄骨造 2階建て
設置年次	昭和 55 年
貸付予定日	令和 5 年 3 月 1 日以降 ※貸付日は協議により、決定します。
経費の負担	仕様書のとおり

- (5) 貸付料 最低貸付料を月額 50,000 円として、事業者から提案いただいた金額とします。
- (6) 貸付期間 契約締結日から令和 5 年 12 月 31 日（日）まで  
※原則、貸付期間の延長・更新はできませんが、終了の 1 月前に社会情勢等を踏まえて協議により決定します。

### 3 選定方法

事業者の選定は、当該施設を魅力ある空間・施設として利活用を進めるため、当該施設や周辺環境の特性を最大限活用していただき、かつ、町の社会課題を解決するための事業として貸出することから、事業目的やノウハウ等を総合的に判断する必要があるため、公募型プロポーザル方式によって行います。

なお、参加事業者が1者であっても、提案内容が合格基準点（60点以上）を満たしていれば契約予定者とします。

### 4 公募について

#### (1) 参加事業者の選定基準

- ア 当該施設や周辺環境の特性を最大限活用し、かつ、町の社会課題を解決するための事業を実施する者であること。
- イ 本プロポーザルにおける募集要領、仕様書及びその他資料を十分理解し、記載された条件・制限などを遵守できる者であること。
- ウ 法人、個人の別は問いません。

#### (2) 選定スケジュール

- ア 公告日  
令和5年1月20日（金）
- イ 参加表明書及び資格確認書類の提出  
公告日から令和5年2月3日（金）午後5時まで
- ウ 質問の受付  
公告日から令和5年2月3日（金）午後5時まで
- エ 質問の回答  
令和5年2月7日（火）午後5時
- オ 企画提案書提出期限  
令和5年2月14日（火）午後5時
- カ 提案内容の審査日  
令和5年2月16日（木）
- キ 審査結果通知  
令和5年2月下旬（予定）

### 5 参加資格

応募者は、以下の要件をいずれも満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集の公告日において本町から指名停止処分を受けていない者又は募集の公告日以降に本町から指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 参加表明書提出期限日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続

開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 法人税、法人住民税、消費税等及び町税(以下「町税等」という。)を滞納している者でないこと。

## 6 質問及び回答

質問がある場合は、その旨を記載した質問書(任意様式)により、広陵町企画部総合政策課宛に電子メールで提出してください。また、件名を「広陵交通公園跡地の利活用に関する公募貸付事業に係る質問」とします。なお、電話及び口頭による質問には回答しません。

※電話による受信確認を必ず行ってください。

### (1) 送信先

広陵町企画部総合政策課

電子メール [sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp](mailto:sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp)

### (2) 質問受付日

公告日から令和 5 年 2 月 3 日(金)午後 5 時までには質問書(任意様式)を提出してください。

※質疑がない場合も「質疑なし」で回答してください。

### (3) 質問に対する回答

令和 5 年 2 月 7 日(火)午後 5 時までには、参加表明書(第 1 号様式)の提出があった者に対し、電子メールで回答します。

## 7 応募手続

### (1) 参加表明書及び資格確認書類

次の書類を公告日から令和 5 年 2 月 3 日(金)午後 5 時までには各 1 部提出してください。なお、定型様式の提出書類は、ホームページからダウンロードにより入手してください。

ア 参加表明書(第 1 号様式) ※代表者印を押印したものを提出してください。

イ 誓約書(第 2 号様式)

ウ 参加資格確認書類

(ア) 法人に係る登記事項証明書又は商業登記簿謄本(法人の場合)

(イ) 身分証明書(個人の場合のみ必要。本籍地にて取得してください。)

(ウ) 印鑑証明書

(エ) 納税証明書(町税等に滞納がないことを証明するもの。)

エ 会社概要書(第 3 号様式)(法人の場合)

オ 経歴書(任意様式。個人の場合のみ。) ※経歴、所有する資格等を記載

## (2) 企画提案書の提出

### ア 提出書類

企画提案書（任意様式）の作成に当たっては、仕様書「4 用途」に基づくものとし、次に定める事項を記載の上、令和 5 年 2 月 14 日（火）午後 5 時までに PDF データを電子メールにて提出してください。

(ア) 提案事業概要

(イ) 事業運営計画

※仕様書「4 用途」に対する実施事業及び提案内容を中心に記載してください。

(ウ) 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為の対策

(エ) 事業運営体制

(オ) 事業収支計画

※ここでいう収支予測計画とは、月額貸付料の提案、貸付料及びその他運営に係る経費等をどのように補っていくのかを記載するものです。

(カ) 事業スケジュール

### イ 作成上の留意点

(ア) 企画提案書には「広陵交通公園跡地の利活用に関する公募貸付事業」と記載した表紙を付け、企画提案書の様式は原則として A4 版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは 11 ポイント以上とします。補足資料は、必要に応じて、A4 版横、A3 版横で使用してください。A3 版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにしてください。

(イ) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ってください。なお、企画提案書は 5 枚(企画提案書表紙、スケジュール及び補足資料を除きます。)以内とします。

(ウ) 使用言語は日本語とします(ただし、専門用語を除きます。)

(エ) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮してください。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけてください。

(オ) 本提案書作成に係る費用及び応募に要した経費については、提案者の負担とします。

(カ) 提出された企画提案書等は返却しません。

(キ) 企画提案書等の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めません。ただし、町から指示があった場合を除きます。

(ク) 提案書の提出は参加申込者 1 者につき 1 案とします。

(ケ) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とします。

(a) 提出期限を過ぎて提出された場合

(b) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(c) 審査の公平性を害する行為があった場合

(d) 企画提案書の枚数が 5 枚を超えている場合(企画提案書表紙を除きます。)

### (3) 提出場所

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1

広陵町企画部総合政策課 宛（広陵町役場 2 階）

ファクシミリ : 0745-55-1009

メールアドレス : sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp

## 8 審査方法

### (1) 審査日及び場所

審査日：令和 5 年 2 月 16 日(木)を予定

場所：広陵町役場（予定）

※令和 5 年 2 月 10 日(金)までに個別に電子メールにて実施時間を連絡します。

### (2) 審査方法

提案内容については、対面またはテレビ会議形式でのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定します。合格基準点は 60 点以上とし、提案事業者が 1 者の場合であっても、審査の結果、合格基準点(60 点以上)に達していれば貸付予定者とします。

なお、事前に設置する「広陵交通公園跡地の利活用に関する公募貸付事業 プロポーザル審査委員会」において審査を行います。

### (3) プレゼンテーション及びヒアリングについて

#### ア プレゼンテーション及びヒアリング時間

1 事業者につき 30 分(提案 15 分、質疑応答 15 分)

#### イ 参加者人数

説明は、提案書の作成者とし、3 人までの入室を認めます。なお、主たる説明は本事業の提案書を作成した者（責任者）が行ってください。

#### ウ 提案内容

「7(2)ア 提出書類」にある内容のみを提案してください。対面の際、提案内容をパワーポイント等において表現する場合には、PC や接続コード等を持参してください。プロジェクター及びスクリーンは町で用意します。

※パワーポイント及び PC 等の使用は必須ではありません。

### (4) 評価基準

別紙「プロポーザル配点表」のとおり

### (5) 審査結果の通知

審査の結果は、提案のあった全ての事業者に文書により通知します。

### (6) 優先交渉者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉権者第 1 位とし、契約締結に向けて交渉します。なお、交渉の結果、契約に至らなかった場合、優先交渉権者第 2 位である次点の事業者と契約締結に向けて交渉します。

## 9 その他

- (1) 参加表明後に辞退する場合は、速やかに書面(第4号様式)により、辞退の旨を広陵町企画部総合政策課に提出してください。
- (2) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

## 10 問合せ先

### ・施設に関すること

広陵町総務部安全安心課

〒635-0823 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

電話番号 : 0745-55-1001

ファクシミリ : 0745-55-1009

メールアドレス : anzenka@town.nara-koryo.lg.jp

担当者 : 菊川

### ・募集に関すること

広陵町企画部総合政策課

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

電話番号 : 0745-55-1001

ファクシミリ : 0745-55-1009

メールアドレス : sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp

担当者 : 芦原